

2021年6月14日

保護者・学生の皆様へ

神戸海星女子学院大学  
学長 石原 敬子

## 6月21日（月）からの「授業形態等」について（お知らせ）

兵庫県、特に本学が位置する神戸市における緊急事態宣言の延長に伴い、学生の安全・安心を最優先と考えて、オンライン授業や一部対面授業を2021年6月19日（土）まで継続することについては、9日にお知らせした通りです。

社会状況等を再検討し、6月21日（月）からの方針を下記のように変更しますので、お知らせいたします。保護者の皆様、学生の皆さんには、長期間に亘り、本学の方針に対してご理解、ご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

### 記

#### 1 本学行動指針について

緊急事態宣言が仮に解除されたとしても、それは決して「安全宣言ではない」ことに留意しつつ、本学の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する行動指針を「注意レベル3・4」から「注意レベル2」とします。（6月21日以降にホームページをご確認ください。）

#### 2 授業形態について

最大限の感染防止対策を講じた上で、**原則対面による授業を実施します。**学生数が教室の収容定員の1/2以下になるように使用教室を設定するため、4月配布の時間割に記載されている教室と異なる場合があります。また、春学期のオンライン受講が許可されている学生は、春学期の間、継続いたします。

#### 3 課外活動について

学生課で活動許可申請を提出し、学長が許可した活動のみ実施できます。感染防止対策が十分ではない、また3密を避けられないと判断される活動は認められません。

#### 4 学生生活について

全国的に、若い世代における新規感染者数が増加しています。学生の皆さんは、掲示板等で新たな感染防止対策を確認して生活してください。さらに、水分補給を忘れずに、熱中症対策も行ってください。また、学外においても、引き続き責任ある行動をお願いいたします。

※なお、この方針は、今後の感染状況や国・自治体の動向に応じて、適時に見直しを図りますとともに、速やかにお知らせしてまいりますので、大学からの配信情報に注意してください。